

## 東京都アレルギー疾患対策推進計画の改定について

## 東京都アレルギー疾患対策推進計画（平成30年3月策定）

- 【位置づけ】アレルギー疾患対策基本法（平成27年12月施行）に基づき策定する、都におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画（国のアレルギー疾患対策基本指針に則して策定）
- 【概要】アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題に的確に対応するため、施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理するとともに、対策推進のための12の施策を示し、展開
- 【計画期間】平成29年度から令和3年度までの5年間

推進のための12の施策		アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題に的確に対応するため、アレルギー疾患対策に係る施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理し、総合的な取組を推進していきます。
<p><b>施策の柱 I</b> 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進</p> <p><b>施策 1</b> 患者・家族への自己管理のための情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京都アレルギー情報navi」による、基礎知識や自己管理方法等の情報提供</li> <li>○アレルギー疾患に関する専門医等による講演会の開催</li> <li>○区市町村が実施する普及啓発への支援、講演会等への専門医等の派遣</li> </ul> <p>【福祉保健局、病院経営本部】</p>	<p><b>施策の柱 II</b> 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備</p> <p><b>施策 6</b> 医療従事者の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関や関係団体と連携した医師向け研修の実施による、診療ガイドラインに準拠した標準的治療、患者の日常生活や疾患管理の支援等の専門的な知識の普及と技能の向上</li> <li>○「東京医師アカデミー」の小児科コース等における、専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師の育成</li> <li>○救急隊員に対する、アレルギー一症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育</li> </ul> <p>【福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁】</p>	<p><b>施策の柱 III</b> 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり</p> <p><b>施策 9</b> 多様な相談に対応できる体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○患者やその家族の支援に携わる関係者等に対する、相談のノウハウや実技などを内容とした研修等の実施</li> <li>○保健所等における、アレルギー疾患の予防や管理、室内環境の改善等に関する相談への対応</li> <li>○区市町村が実施するアレルギー相談事業への支援</li> <li>○国が設置している「アレルギー相談センター」や患者家族会とも連携した、多様な相談への対応</li> </ul> <p>【福祉保健局】</p>
<p><b>施策 2</b> 大気環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○工場、事業場に対する、ばい煙等の排出についての指導、審査、立入検査</li> <li>○低公害・低燃費車の導入に対する助成、ディーゼル規制などによる自動車排出ガス削減対策</li> <li>○大気汚染物質の常時測定・監視、公表</li> </ul> <p>【環境局】</p>	<p><b>施策 7</b> 専門的医療の提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○診断が困難な症例や、標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患の患者が円滑に専門的な医療を受けられる体制の整備</li> <li>・都におけるアレルギー疾患医療の拠点病院を選定</li> <li>・拠点病院を含む専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークを構築</li> <li>・診療ネットワークに参画する病院と地域の医療機関が、それぞれの役割に応じ円滑に連携できる体制の整備</li> </ul> <p>【福祉保健局、病院経営本部】</p>	<p><b>施策 10</b> 社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉施設や学校等の職員に対する、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時などの緊急時対応のための研修の実施</li> <li>○学校の教職員に対する、アレルギー対応に関する知識の習得のための研修の実施</li> <li>○心肺蘇生法及びAEDの使用方法についての、応急救護訓練及び救命講習等の実施</li> </ul> <p>【福祉保健局、教育庁、東京消防庁】</p>
<p><b>施策 3</b> 花粉症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○スギ・ヒノキ林の主伐、花粉の少ないスギ苗木等の植栽</li> <li>○針葉樹と広葉樹の混交林化による花粉飛散の削減</li> <li>○花粉の飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供</li> </ul> <p>【産業労働局、環境局、福祉保健局】</p>	<p><b>施策 8</b> 医療機関に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○診断が困難な症例や、標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患の診療を行う専門的な医療機関に関する情報提供（「東京都アレルギー情報navi」）</li> <li>○アレルギー疾患の診療を実施している医療機関の所在地や診療時間等についての情報提供（東京都医療機関案内サービス「ひまわり」）</li> </ul> <p>【福祉保健局】</p>	<p><b>施策 11</b> 事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文科科学省）等に基づいた、各学校における事故予防と緊急時対応に関する体制づくりの推進</li> <li>○社会福祉施設や学校等における緊急時の組織的な対応のための体制整備への支援</li> <li>○社会福祉施設や学校等と医療機関などの連携体制を構築するために、区市町村が行う取組等への支援</li> </ul> <p>【福祉保健局、教育庁、生活文化局】</p>
<p><b>施策 4</b> アレルゲン表示など食品に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アレルゲン表示の適正化のための、食品の製造・販売事業者等の監視指導や食品の検査、講習会等による普及啓発</li> <li>○事業者や従業員向け啓発資料やコミュニケーションツールの配布等による、飲食店等における消費者への情報提供の支援</li> </ul> <p>【福祉保健局】</p>	<p><b>施策 5</b> 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発</li> <li>○室内環境対策の総合的なガイドブックである「健康・快適居住環境の指針」による、アレルゲンや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供</li> </ul> <p>【福祉保健局】</p>	<p><b>施策 12</b> 災害時に備えた体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都民や関係機関職員に対する、平常時からの災害への備えや災害発生時における対応についての普及啓発</li> <li>○避難所運営に関わる方に対する、避難所におけるアレルギー対応に関する準備等への支援</li> <li>○アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄</li> </ul> <p>【福祉保健局】</p>

計画の全文は、東京都アレルギー情報naviで閲覧できます。  
URL: <http://www.fukushohoken.metro.tokyo.jp/allergy/>

東京都 アレルギー 検索



## 改定の進め方

国の指針改定の動向や東京都アレルギー疾患対策検討委員会等の意見を踏まえ、改定に取り組む。

## 【国指針改定スケジュール】

○令和3年11月11日  
⇒骨子公表

○令和4年3月中  
⇒パブリックコメントを経て改定

## 【都計画改定スケジュール】

○令和4年1月24日  
⇒素案公表  
(アレルギー疾患対策検討委員会に報告)

○令和4年2月  
⇒パブリックコメント実施

○令和4年3月  
⇒改定

# 国の動き（アレルギー疾患対策基本指針の見直し方針）

## アレルギー疾患対策基本指針（H29.3告示）

- **アレルギー疾患対策基本法**に基づき、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、**厚生労働大臣が策定**
- **都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に則するとともに**、当該都道府県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する**計画を策定**することができる。
- **少なくとも5年ごとに**、指針に検討を加え、必要があると認めるときには、**これを変更**しなければならない。

## 改正の概要（案）

（11/11「アレルギー疾患対策推進協議会」資料より）

### 1 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

- アレルギー疾患のコントロールのために、アレルギー回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。

### 2 啓発及び知識の普及とアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- アレルギー疾患に関する情報について **出生前から保護者等への普及啓発活動**に取り組む。
- 外食・中食における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。

### 3 医療を提供する体制の確保に関する事項

- **専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、「歯科医師」「管理栄養士」を明記する。**
- 「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」に基づく医療提供体制を整備する。
- 都道府県拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。

### 4 調査及び研究に関する事項

- 免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。
- 長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、患者の視点に立った研究を推進する。

### 5 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。
- **地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通して地域の実情を把握し、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。**

# 東京都アレルギー疾患対策推進計画改定の方向性

	施策の柱Ⅰ 適切な自己管理や生活環境の改善 のための取組の推進	施策の柱Ⅱ 患者の状態に応じた適切な医療や ケアを提供する体制の整備	施策の柱Ⅲ 生活の質の維持・向上を 支援する環境づくり
取組 状況 (平成29 ～令和 3年度)	<b>計画に基づく取組の実施</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー疾患に関する3歳児・施設調査</li> <li>都民アレルギー講演会のWEB開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点病院・専門病院の指定、連絡会の開催</li> <li>医師向け、看護師等医療従事者向け研修の実施</li> <li>「東京都アレルギー情報navi.」医療関係者向けページ開設</li> <li>アレルギー疾患医療実態調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー疾患に関する3歳児・施設調査</li> <li>アレルギー疾患研修のWEB開催</li> </ul>
アレルギーをとりまく状況の変化、課題	<p><b>【正しい情報の普及】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>膨大なインターネット情報から適切な情報を選択することが困難 (情報入手方法：ホームページが約3割)</li> <li>誤った認識により、乳幼児早期のアレルギー疾患患者の増加や症状悪化を招く可能性 (医師の指示ではなく自己判断で食物アレルギー原因食物の除去を行う割合は約3割)</li> </ul>	<p><b>【医療の質及び提供体制】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準的治療が十分に実施されていない。 (診療所の3～4割が実施していない)</li> <li>看護師等医療従事者の医療参画が期待されている一方、十分に資質向上に取り組めていない。</li> <li>アレルギー疾患医療拠点病院等と地域の医療機関との連携体制が整備されていない。</li> </ul>	<p><b>【施設における緊急時対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育施設等に在籍する食物アレルギー患者が増加 (約8割の施設に在籍)</li> <li>保育施設等において誤食等、緊急時対応が必要になる事故が発生</li> </ul>

施策の 方向性	<b>現状の取組を継続し、着実に対策を推進するとともに、課題に対応した施策を展開</b>		
	<p><b>【普及啓発の強化・見直し】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都アレルギー情報navi.」への誘導等、インターネットを活用した啓発の強化</li> <li>出産を控える家族への啓発強化</li> </ul>	<p><b>【医療従事者の資質向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットの活用等により、医療従事者向け研修を充実</li> </ul> <p><b>【医療提供体制の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギー疾患医療拠点病院等と地域の医療機関との連携強化</li> <li>アレルギー疾患医療を適切に実施可能な医療機関を確保</li> </ul>	<p><b>【関係施設職員の人材育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットの活用等により、施設関係者向け研修を充実</li> </ul> <p><b>【緊急時対応力の向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都アレルギー情報navi.」への誘導等、施設の緊急時の的確な対応を促進</li> </ul>

# 東京都アレルギー疾患対策推進計画改定（案）

## 施策の柱Ⅰ 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進

都民がアレルギー疾患に関する正しい情報に基づいて、適切な自己管理や生活環境中の増悪因子の回避等に取り組み、発症・重症化の予防や症状の軽減につながられるよう、情報を入手しやすい環境を整えるとともに、最新の知見を踏まえた情報を提供するなど、普及啓発を充実していきます。

また、アレルゲンや増悪因子による影響を低減するため、大気環境の改善や花粉症対策等をさらに進めていきます。

### 施策1 患者・家族への自己管理のための情報提供

- ① 「東京都アレルギー情報navi.」による情報提供  
⇒インターネット広告による普及啓発の強化 **充実**
- ② 妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信 **新規**
- ③ アレルギー疾患に関する専門医等による講演会  
⇒インターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大 **充実**
- ④ 区市町村が実施する普及啓発への支援・講演会等への専門医等の派遣 **継続**
- ⑤ デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内 **新規**
- ⑥ アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報展開 **新規**

### 施策2 大気環境の改善

- ① 事業者に対する、大気汚染物質等の排出についての指導、審査、立入検査、自主的な取組促進 **継続**
- ② ZEVを含む低公害・低燃費車の導入に対する助成、ディーゼル車規制などによる自動車排出ガス削減対策 **継続**
- ③ 大気汚染物質の常時測定・監視、公表 **継続**

### 施策3 花粉症対策の推進

- ① スギ・ヒノキ林の伐採、花粉の少ないスギへの植替、伐採木材の利用促進 **継続**
- ② 針葉樹と広葉樹の混交林化による花粉飛散の削減 **継続**
- ③ 花粉の飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供 **継続**

### 施策4 アレルゲン表示など食品に関する対策

- ① 食品の製造・販売事業者等の監視指導によるアレルゲン表示の適正化、講習会等による普及啓発 **継続**
- ② 製造段階における意図しないアレルゲンの混入防止のための食品製造業に対する監視指導、アレルゲン検査 **継続**
- ③ アレルゲン表示違反による自主回収情報の提供 **継続**
- ④ 飲食店等における利用者へのアレルゲンに関する適切な情報提供の支援 **継続**

### 施策5 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等

- ① 生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発 **継続**
- ② アレルゲンや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供等 **継続**

# 東京都アレルギー疾患対策推進計画改定（案）

## 施策の柱Ⅱ 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備

都民がアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の質の向上と医療機関の連携体制の構築、医療機関に関する情報提供の充実等に取り組んでいきます。

### 施策6 医療従事者の資質向上

- |  |           |
|--|-----------|
| ① 医師、歯科医師向け研修等の実施による専門的な知識の普及と技能の向上<br>⇒研修対象に歯科医師を追加、インターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大 | <b>充実</b> |
| ② 専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師の育成  | 継続        |
| ③ 薬剤師、看護師、栄養士等に対する研修の実施<br>⇒インターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大                          | <b>充実</b> |
| ④ 救急隊員に対する、アレルギー症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育                              | 継続        |
| ⑤ 医療従事者に対するアレルギー疾患医療に関する最新の知見等の情報提供  | 継続        |

### 施策7 医療提供体制の整備

- |  |           |
|--|-----------|
| ① 幅広い診療領域に対応可能な拠点病院・専門病院の指定、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークを強化<br>⇒拠点病院・専門病院の指定、拠点病院等による連絡会の開催 | 継続        |
| ② 拠点病院・専門病院と地域の医療機関が円滑に連携できる体制の構築  | <b>新規</b> |

### 施策8 医療機関に関する情報の提供

- |                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| ① アレルギー疾患診療を実施する医療機関の所在地や診療時間等の情報提供   | 継続 |
| ② 専門的な医療機関に関する情報提供（「東京都アレルギー情報navi。」） | 継続 |

# 東京都アレルギー疾患対策推進計画改定（案）

## 施策の柱Ⅲ 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

患者・家族の様々な不安や悩みに適切に対応できるよう、相談体制の充実を図っていきます。

また、疾患管理に必要な行為を自ら十分に行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者又は障害者が居住・滞在する施設や学校等において、適切な配慮や緊急時の対応ができるよう、施設等の職員への研修や情報提供を行っていきます。

このほか、災害時に備えた体制を整備していきます。

### 施策9 多様な相談に対応できる体制の充実

- ① 患者やその家族の支援に携わる関係者等に対する、相談のノウハウや実技などを内容とした研修等の実施

充実

⇒インターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大

- ② 保健所等における、アレルギー疾患の予防や管理、室内環境の改善等に関する相談への対応

継続

- ③ 保健所や区市町村の保健師・栄養士等の職員等に対する技術的助言

継続

- ④ 区市町村が実施するアレルギー相談事業への支援

継続

- ⑤ 国が実施しているアレルギー相談事業や患者家族会とも連携した、多様な相談への対応

継続

### 施策10 社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上

- ① 社会福祉施設や学校等の職員に対する、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時などの緊急時対応のための研修の実施

継続

- ② デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内（再掲）

新規

- ③ 学校の教職員に対する、アレルギー対応に関する知識の習得のための研修の実施

継続

- ④ 心肺蘇生法及びA E Dの使用法についての、応急救護訓練及び救命講習等の実施

継続

### 施策11 事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進

- ① 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）等に基づいた、各学校における事故予防と緊急対応に関する体制づくりの推進

継続

- ② 社会福祉施設や学校等における緊急時の組織的な対応のための体制整備への支援

充実

⇒インターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大等

- ③ 社会福祉施設や学校等と医療機関などとの連携体制を構築するために、区市町村が行う取組等への支援

継続

### 施策12 災害時に備えた体制整備

- ① 都民や関係機関職員に対する、平常時からの災害への備えや災害発生時における対応についての普及啓発

充実

⇒インターネットを通じた研修動画配信による受講機会の拡大

- ② 避難所運営に関わる方に対する、避難所におけるアレルギー対応に関する準備等への支援

継続

- ③ アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄

継続